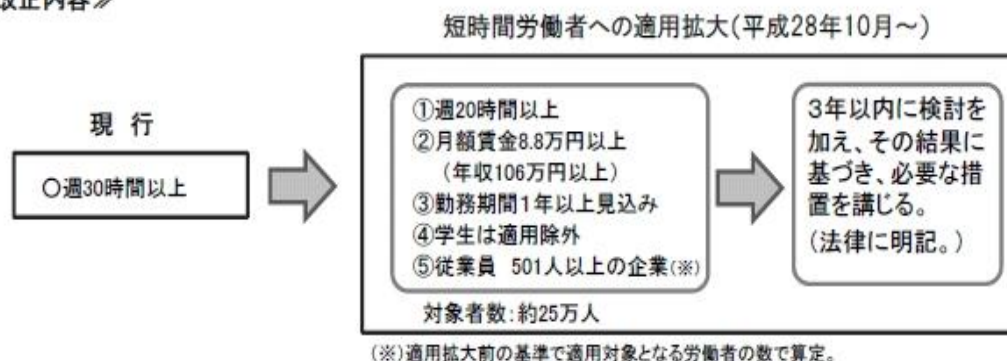


社会保険加入条件拡大は本決まり

2回目厚労省年金局企画法令係に聞く

16.6.29 N 関労調べ

《改正内容》



6月29日、厚労省年金局企画法令係に話を聞いたが、月額8万8千円以上などの上図の要件で本決まりのようです。

要旨は以下の通り。

1. 省令等はすでにてでているので、これ以降はでない。
2. 現行制度の「週30時間以上」の社会保険の適用条件を、暫定的に延長することはあり得ない。法律で決まっていること。
3. 今年9月の月例賃金が8.8万円以上等、上図の5つの条件をすべて満すと、社会保険の支払い義務が生じる。
4. 月例賃金が8.8万円以上とは、個々人の賃金の実績ではなくではなく、同様の業務をしている人の平均をとる。よって、今年9月は欠勤があつて、たまたま8.8万円未満となつても、業務をしている人の平均なので、社会保険の支払い義務が生じる場合もある。
5. また、同様の業務をしている人がいない場合は、今年9月の個々人の賃金の実績ではなく契約見込み額を見る。

問 28 日給や時間給によって賃金が定められている場合は、どのように算出すればよいか。

(答) 日給や時間給によって賃金が定められている場合には、被保険者の資格を取得する月前1月間に同じ事業所において同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける最も近似した状態にある者が受けた報酬の額の平均額を算出します。

※ 「同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける最も近似した状態にある者」とは、同一事業所内の同一の部署に勤務し、時間単価や労働日数等の労働条件が同一の方を指します。

ただし、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける最も近似した状態にある者がいないような場合は、個別の雇用契約等に基づいて月額賃金を算出します。

(社会保険料の適用拡大 Q&A・年金機構より)